

○手引きの 30 のポイントのうち、第 1 回委員会においてマニュアルに収載可能な項目は、「コントラスト」と「サイン」と整理された。そこで、特に、認知症デザインの導入対象として優先度が高い「便所」と「標識類」について、技術部会で詳細な検討を行った。

- ・デザイナーによる表現の自由等の観点から、認知症デザインの導入を義務化はしない。
- ・マニュアルの項目ごとに、「♥ 誘導基準」、「◆ 望ましい整備内容」を設定した。
- ・「♥ 誘導基準」は、バリアフリー法上の特別特定施設から、特に認知症の人が活用する施設に限定した。
- ・そのうち、「サインと文字の併記」は、「対象施設」に加え「対象設備」も限定した。

	No.	基準	記載内容	対象施設	対象設備
コントラスト	1	♥	床と壁	○	—
	2	♥	壁と扉	○	—
	3	♥	便器と床・壁	○	—
	4	♥	手すりと設置面	○	—
	5	◆	トイレの扉（出入口）の色は、色彩などを強調し、建物内で統一した色にすることが望ましい	—	—
	6	◆	洗面器と設置面	—	—
	7	◆	紙巻器と設置面	—	—
	8	◆	非常呼び出し装置と設置面	—	—
	9	◆	棚及びフックと設置面	—	—
	10	◆	ベビーベッド等及びベビーチェアと設置面	—	—
	11	◆	オストメイトと設置面	—	—
	12	◆	大型ベッドと設置面	—	—
	13	* 補足説明	色の明度の差は、隣接する面においてマンセル値の明度差が 3 程度以上あることが望ましい。但し、標識の背景・図と文字はマンセル値の明度差が 6 程度以上あることが望ましい。	—	—
サイン	14	♥	案内サインと位置サインは、文字とピクトグラムを併記する	○	○
	15	♥	標識の背景と図/文字に明度の差をつける	○	—
	16	◆	誘導サインは、文字とピクトグラムの併記が望ましい	—	—
	17	◆	文字の大きさは高齢者に配慮する	—	—
	18	◆	近くで見ることを想定している標識は、認知症の人、高齢者、車いすの利用者等に見やすい高さ（1.2m～1.3m 程度）に標識を設置する。	—	—
	19	◆	便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望ましい	—	—
	20	* 補足説明	認知症の人にもやさしいトイレサインを補助ピクトグラムとして追加すると伝わり易い。	—	—
他	21	◆	グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使用する。（床面の仕上げ）	—	—

No14 対象設備：トイレ、エレベーター、駐車場、エスカレーター、階段、非常口

- ♥ 誘導基準：本市条例の基づく規則において、「対象施設を新築又は改修する場合に適合させなければならない基準（＝整備基準）」を上回る基準に相当。努力目標にあたる。
- ◆ 望ましい整備内容：標準的な整備内容に加え、更に利用者の利便性や快適性へ配慮した望ましい整備内容を示したもの。